



2021年5月
日本サーバス
SERVAS JAPAN

日本サーバス ガイドブック

目 次

	ページ
1 サーバスの理念と歴史	2
2 サーバス入会手続きについて	4
3 諸 会 費について	4
4 連 絡 先	5
5 サーバスの機能と運営	6
6 トラベラーの受け入れについて	6
7 サーバス旅行について	9
8 サーバス旅行を有意義なものにするために	1 1
9 提 出 書 類 書 式	1 5
(1) 入会申込書(日・英)	1 6
(2) 会員票	1 8
(3) 会員票作成の手引き	1 9
1 0 日本サーバス会則および内規	2 3

1 サーバスの理念と歴史

★ サーバスの目的

Servas はエスペラント語で英語では“serve”を意味する言葉です。ホスト会員とトラベラー会員とをつなぐネットを世界中に張りめぐらした、非営利組織であり、国際連合 NGO（非政府組織団体）の一つです。世界平和、善意、相互理解と寛容の促進を図ることを目的としています。この目的を達成するために、多様な文化や背景を持つ個人と個人がつながりを持つ機会を提供しております。

国際サービスには以下のように記されています。

“SERVAS is a world-wide, non-profit, non-governmental, co-operative network of hosts and travellers, set up with the purpose of helping to build world peace, goodwill, understanding and mutual tolerance.”（サービスは世界平和を築き、善意と理解、そして相互の寛容を促進することを目的として設立された、世界的規模の営利を目的としない、非政府のホストとトラベラーの協力的ネットワークである。）

★ サービスの歴史

1949年、デンマークの folk high school に参加していた数カ国の若い平和主義者が、Peace-builders という活動を始めました。彼らは、アメリカ人の良心的兵役忌避者だった Bob Luitweiler の影響を受けて、Work-Study-Travel 制度を作り、他国から平和について同じ志を持つ人々を自分の家に受け入れることで、世界平和を積極的に進めていきました。その後、世界各国にこの運動が広まり、1972年にスイスで Servas International として登録され、現在では国際連合の NGO のリストに載っており、代表者も送っています。

サービスは、いわゆる社会運動でも政治運動でもありません。もちろん、安上りのための旅行組織でもありません。サービスは国際間の理解を深め、世界平和を維持するため、純粋に人間愛の立場から地道な貢献をしております。

サービスのホスト会員になると、ホームステイを希望する外国のサービス旅行者が、通常2泊3日、あなたの家を訪れて家族の一員のように過ごし、相互理解を深めます。

また、あなたも所属支部よりサービス・トラベラーとしての認定を受けたサービス旅行者として面識のない外国のサービス会員の家庭にホームステイすることができ、家族の一員のように迎え入れられます。

これが数多くある他の国際民間親善団体に見られない、サービスの最大の良さであり、その特色とされている理由でもあります。こうして長年の間に、世界中いたる所に数多くの個人と個人との理解と親善の種子を蒔くことができるのです。

日本では1962年に「日本サービス友の会」が誕生し、1982年、「日本サービス」(SERVAS JAPAN)と改称されました。現在では北海道、東北、関東、東海北陸、近畿、中国四国、九州の7支部に分かれ、それぞれ支部長が支部運営、トラベラーの認定、入会事務などにあたっている。

ます。

また、日本サーバスを代表して、会長、副会長等が選任され、日本国内活動の調整とサーバス国際本部、各国サーバスとの連絡にあたっています。

日本サーバスではこの趣旨に賛同され、積極的に支援して下さる方々の入会を心から歓迎いたします。

詳細については下記の Web サイトをご覧ください。

日本サーバス Web サイト : <https://www.servas-japan.org/>

2 日本サーバス入会手続きについて

ご入会については次の A.B.二通りの方法があります。都合の良い方法をご選択ください。

- A) インターネットの日本サーバス Web ページ：<https://www.servas-japan.org/>
のメニュー「詳細なご案内」より ”サーバス会員になろう” の事項を選択し入会の手続きの “Contact us” より必要事項を書き込み送信します。
それを受けて、日本サーバス本部またはあなたの所属支部から連絡を致します。
- B) ①あなたの住所 ②氏名 ③郵便番号 ④電話番号 ⑤電子メールアドレス
を記入してあなたのお住まいの支部に、または本部に電子メールをお送りください。
折り返し本部、または支部から連絡を致します。

3 諸会費について

- 1) ホスト会員：国内外の認定された旅行者を受け入れる意思をもった個人や家族で、またサーバス旅行者（サーバストラベラー）にもなることができる方のことをこのように呼んでいます。旅行者の宿泊受け入れは困難だが、昼間の空いた時間にホスト可能な方（デイホストと呼称）もこの中に入ります。
- 入会金 2,000 円
 - 年会費 a) 一般 3,000 円
b) 学生 2,000 円
- 註：家族制ですので、同一世帯は一人分として扱います。
- トラベラー認定証（LOI）に貼付するスタンプ代 一人 3,000 円
（サーバス旅行希望者はスタンプ貼付の LOI が必要です。
1 年間有効です。これは旅行者各人が保有します）
- 2) トラベラー会員：ホスト会員以外でサーバス旅行者として認定された個人をいい、国内外の認定されたサーバス旅行者を受け入れることはできません。
- トラベラー認定料 6,000 円（入会金、年会費は不要）
トラベラー会員には 1 年間有効のサーバス・トラベラー認定証（LOI）を発行します。認定は 3 回までです。
- 注) 1. この冊子はサーバス活動や組織に関する全般的な説明書です。サーバス国際本部では Servas International News、日本では本部会報、支部会報などを発行して会員にネットで配信しております。（ネットを使用されない方には郵送）
2. サーバス旅行者として、海外旅行を計画される方は、申請準備期間が必要ですので、早めにお申し出ください。サーバス旅行認定者の支部長が旅行など不在の場合もあります。
3. 支部によっては例会を定期的に関き、お互いの受け入れやトラベリングの情報交換を行ったりして会員間の交流を深めています。
4. 希望者に、「日本サーバス創立 50 周年記念誌（CD 版）」を 500 円（送料別）で配付しております。日本サーバスの歴史が詳しく説明されています。是非ご一読く

ださい。

4 連絡先・連絡方法

お問い合わせは 日本サーバスのウェブサイト

(URL: <http://www.servas-japan.org>) にある

<http://www.servas-japan.org/mailform/contact0-jpn.html> の [Contact Us](#) をクリックし、あなたの郵便番号、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、お問い合わせをご記入し、電子メールの送信ボタンをクリックして送信して下さい。折り返し当会よりご回答いたします。

または、九州支部の場合は下記の支部長へご連絡ください。

日本サーバス九州支部（2019年2月現在）

支部長：友野よみ子（ともの よみこ）

住所： 〒807-0024 福岡県遠賀郡水巻町高尾 18-23

電話/Fax： 093-201-3403

電子メール： atlantis26@jcom.home.ne.

5 サーバスの機能と運営

サーバスホスト会員になると、国際サーバスの Web サイトのオンラインシステム **Servas Online(SOL)**を利用できます。Web ページから会員がログインし、自分の情報を作成・更新し、他の会員の情報を閲覧することにより、お互いがメールアドレスを通じて SOL 上で情報交換し、サーバス旅行者として希望するホストに連絡して宿泊したり、ホストとして旅行者を受け入れたりすることができるシステムです。

SOL の利用・活用については日本サーバス [Web ページ](#)をご覧ください。

日本を含め世界のほとんどの国がこの SOL に参加していますが、未だ参加していない国々の会員向けに電子版のホストリストが発行されています。その内容は、以下の事項で SOL の内容と同じです。

- 1) 氏名、ホストまたはデイホスト、生年、性別、職業、話せる外国語
- 2) 住所、電話、電子メールアドレス、自宅までの経路
- 3) 関心事、興味、旅行したことのある国、住んだことのある国
- 4) 旅行者の受け入れ可能人数、訪問希望の場合の予告期間、屋内禁煙、家族旅行者歓迎、日本人旅行者歓迎、食事の有無、ペットなど

6 サーバス旅行者の受け入れについて

1 【受け入れ打診】

トラベラーから訪問希望の連絡があったときは、できるだけ早く返事を出してください。トラベラーはホストからの返事を待って旅行の計画を立てています。トラベラーを必ず受け入れなければならないという義務は全くありません。受け入れ不可能な場合、あるいは気が進まないときは、はっきりお断りしてください。あるいは他のホストかホストコーディネーターを紹介してあげてください。

2 【無連絡不訪問】

連絡なしに、約束の日時にトラベラーが現れなかったときは支部長に報告してください。日本サーバスを通じてサーバス国際本部に連絡をします。

3 【都合が悪くなった場合】

トラベラーに受け入れ許諾の返事を出した後に引き受けることができなくなった場合は、トラベラーにその旨を速やかに連絡するか、近くの会員、あるいはホストコーディネーター(通常は支部長)をトラベラーに紹介してください。

4 【認定証の確認】

サーバスはホテル代を節約するための組織ではなく、家庭生活を通じてのみ初めて味わえる風俗、習慣、生活様式等を体験し、相互理解を深め、末長い国際的友情を育てるための会です。その趣旨をご理解の上、トラベラーを受け入れて下さい。なお、トラベラーが認定されているかどうか確認するために、必ず **Letter of Introduction (LOI)**の提示を求めてください。

5 【トラベラー到着時のオリエンテーション】

トラベラーが到着した時に、あなたの家の規則や守るべき注意事項について説明することが

大切です。手短かに書いたメモ等を準備しておくことで誤解を避けることができます。

- 1) シャワーや風呂・トイレの場所や使い方
- 2) 朝食、夕食の有無や時間
- 3) 屋内での喫煙の可否
- 4) 電話、コンピューターの使用可否
- 5) ペット、寝具の扱い方、電灯のスイッチの位置など
- 6) 洗濯をしたがっているトラベラーがいるかもしれません。アドバイスをしあげると助かるトラベラーもいるでしょう。
- 7) 事前の連絡の中で食べられない食品があるかどうかを聞いておくのも役に立ちます。
- 8) 近くの観光案内パンフ等があったら用意しておいてあげるのもトラベラーには有益です。

6 【家族の一員として】

「家族の一員」として迎えるのですから、申し出があれば、食器洗い、掃除など遠慮なく手伝ってもらってください。また、トラベラー本人が当然やるべきことを頼まれたりしたときや家での注意事項を守らず支障をきたすときは、はっきりとその旨を指摘して、お断り下さい。(内心ではいやだと思いつつ、外面では愛想よく同意する態度は、しばしばトラベラーの誤解を招くことがあります。)

7 【日本生活体験】

日本の家庭生活を体験できるように開放的に接して下さい。あくまでも「家族の一員」として接するのが建前ですから、特別な接待や客扱いは無用です。

8 【金銭問題】

金銭の面でホストに迷惑をかけることは、絶対にしてはいけないことになっていますので、トラベラーの交通費、電話代などは本人に支払うように言ってください。

9 【送迎】

トラベラーを駅や空港に迎えに行くことは、ホストの好意によるものです。たとえリストに迎えに行く旨が記載されていても、受け入れ側の都合をお伝えください。

10 【滞在期間】

通常トラベラーは2泊3日、ホスト宅に滞在することができ、トラベラーはそれ以上の滞在を要求することはできません。また、リストに2泊以上の滞在可能と表示してあっても断ることができます。そして、1日の滞在なら可能であると前もって告げることもできます。もちろん希望されるなら、2泊以上の滞在を勧めることもできます。

11 【食事】

通常ホストはトラベラーに食事を提供しますが、朝食のみ、あるいは夕食のみ、または食事はまったく提供できないことを、到着のときに告げることができます。トラベラーを外食に誘うとき、どちらが払うかについてはサーバスのルールはありません。しかし、トラベラーは決まった予算のなかで旅行をしていることを心に留めておいてください。

12 【観光案内】

トラベラーが見物や観光などに熱心な場合もあると思いますが、無理をしてその案内などをされる必要はありません。無理をすると受け入れが苦痛になったり、相手を責めたりしたくなります。できる範囲で「ありのまま」が一番です。しかし、トラベラーが迷子にならない

いよう配慮して頂くことは必要で、出迎えや見送りで遠くまで行く必要はありません。

1 3 【交 流】

サーバストラベラーと団欒する時間を持ってください。トラベラーは日本の風習、習慣など、そしてあなたがどの様に生活しているのに関心があります。そのようなことについてホストとトラベラーがお互いに話し合うことにサーバスの真の意味があります。

1 4 【休 養】

トラベラーは長い旅行のために疲れたり、汚れているためにホストに迷惑をかけていないかと気に掛けているかもしれません。トラベラーに休息のための時間を与えてください。その間にトラベラーはシャワーを浴びたり、身だしなみを整えたりして、心地よい食事や団欒に備えることができます。

1 5 【言 語】

人によっては言葉を非常に早く話すトラベラーもいますので、分からない場合はゆっくり話すよう促してください。質問の意味が分からないまま、返事をするのは誤解を招きます。

1 6 【問題行動の対応】

言葉が違えば文化も異なります。しかし、トラベラーがサーバスの精神に反すると思われる言動をとったり、個人的な性癖で問題が起こった場合は、直ちに支部長、ホストコーディネーターに連絡を取ってください。トラベラーが帰国したのちは日本サーバス本部に報告してください。

日本サーバスでは可能な限り、国際本部、当該国のサーバスに対して対応策をとります。

★ トラベラーとの連絡

- ◆ 海外の会員がオンライン SOL にログインしホストを検索し、または、電子版ホストリストを見て、海外から直接会員に宿泊や訪問の依頼をします。これにスムーズに応答することがサーバスのシステムを機能させるポイントになります。
- ◆ 電話の場合はなんとかその場で決着がつきますが、電子メールを受け取った場合は、英文の返事に慣れていないこともあって、遅れたり、全然出さずに終わったりしがちです。これは当のトラベラーに迷惑をかけるばかりでなく、SOL 利用やホストリスト利用に対する信頼、更には日本サーバス全体に対する信頼を損なう事にもなりかねません。トラベラーからの問い合わせには迅速に返事を出すようにご協力下さい。

★ トラベラーの依頼を断る場合

特別に断りの理由を述べることは不要で、はっきり "No" の 返事をできるだけ早く出してください。なお、近くの会員を紹介できるときはそのことを付け加えてください。また、ホストコーディネーターあるいは支部長に連絡していただいてもよいと思います。

7 サービス旅行について

(旅行を有意義にするための詳しい案内は後掲していますので、旅行前は必ず確認をお願いします。)

サービス旅行者(サーバストラベラー)となるためには、各支部の支部長または面談者によってサービス旅行についての説明を受けていただくことになっています。サービス旅行者としての認定の基準は、サービスの目的・活動についての理解、あなたの旅行目的、サービスホスト宅で困らない程度の語学力など総合的に判断されます。ただし、受け入れ国の特別な許可等がある場合を除き、年齢が18才以上の方に限ります。

サービス旅行者は認定証(LOI: Letter of Introduction)を持ってホスト会員にお世話になることができます。

以下にそのLOIを取得する流れを示します。

◆ 手続きの流れ

1. あなたがホスト会員(Day Host Only を含む)の場合は、支部長にサービス旅行を希望することを連絡します。あなたがサービス旅行者として認定されたことがない場合は、認定をもらうために支部長(または面談担当者)の面談を受ける必要があります。
2. 支部長から面談の日までに読んでおくべき書類などがメールで示されます。
3. 支部長(または面談担当)と面談の日時と場所を約束します。
4. サービス旅行者として一度認定されると SOL (Servas Online) 上では "Servas Role" 表示に "Traveller" が表れ、SOL を利用して LOI の原稿を会員自身で作ることができます。
5. 次の手続きで完成版の LOI を取得して下さい。
 - (1) SOL にログインし My Profile のメニューの中で LOI を編集し、PDF 形式のファイルをダウンロードできます。この作業については、「SOL 利用の手引き」の第7章をご覧ください。
 - (2) 上記のダウンロードした PDF ファイルを支部長に電子メールでお送りください。別途、LOI 発行の認定料を支部の会計へ送金してください。
認定料金：ホスト会員 3,000 円；トラベラー会員(ホスト会員でない方) 6,000 円)
 - (3) 支部長が LOI を確認し(不備の場合は修正を依頼) SOL 管理者へ連絡します。その後、本部 IT 委員から LOI が完成した旨の連絡が申請者に届きます。
 - (4) 申請者は SOL にログインし、再度 LOI をダウンロードして完成版の LOI を受け取ることができます。
この LOI には、顔写真、有効期限、発行番号、電子スタンプ(画像)などが記されています。発行者や旅行者のサインは必要ありません。有効期間内であれば、複数回のサービス旅行が可能です。

6. 訪問予定国が決まれば、SOL にログインし、ホストを検索し希望するホストを見つけます。

この検索には「SOL 利用の手引き」の第 8 章をご覧ください。国によってはホストを探してもホストがないか、または極端に少ない場合があります。これは SOL システムにホスト会員全員が参入していない国の場合ですので、支部長からその国の電子版のホストリスト (PDF ファイル) を受け取り希望するホストを見つけます。

希望するホストに LOI のコピーを添付して、訪問可否の問い合わせを、email、電話などで行います。

7. LOI 原本は旅行中あなたが所持し、ホスト宅に着いたとき、直ぐ提示することになっています。ホストによってはホスト宅を出発するまで預かるというところもあります。(コピーを取っておくと便利です。)

<その他>

- * 電子版ホストリスト (PDF ファイル) を支部長から受け取り、必要部分をプリントアウトした場合は、使用后、速やかに記憶媒体の内容を消去し、紙などは廃棄してください。
- * 手に入れた各国の電子版ホストリストを使用できるのはあなただけです。他人にはたとえサーバス会員であっても送らないで下さい。すべてのホストリストは「サーバス」の所有物です。
- * 帰国後はサーバス旅行についてのレポートを支部長に提出してください。
- * トラベラー会員は、帰国後はホスト会員になっていただくことをお願いいたします。

8

サーバス旅行を有意義なものにするために

～～～認定面談の前・旅行前に必ずお読みください～～～

★ 本冊子の理念・歴史を再度ご確認ください。

★ Letter of Introduction について

その内容は、① あなたの自己紹介

② 興味、関心のあることや今までに訪問した国、地域

③ どうしてサーバストラベルをしたいと思ったのかなど

平易な英語、または訪問される国の言語で書いてください。

旅行前にホストと連絡を取り、承諾の返事があれば宿泊可能で、ホスト宅に2泊することができますが、ホストの都合によってこれより短くなることやホストの好意によって長く滞在できることがあります。

デイホストはあなたと会って話をしたり、時には案内をしたりしますが、宿泊場所を提供することはありません。

宿泊については、ホストから支払いを要求されることはありませんが、宿泊を引き受けてくれるホストが必ず見つかるとは限りませんし、そのことでホストを責めることもできません。あくまでもボランティア活動であることをご理解ください。

★ サーバストラベラーの務め

《訪問する前に》

◆ 訪れる土地について、事前に調べてください。しかし、現地人以上に物知りとは考えないでください。このことについては、面談担当があなたのお役に立つと思います。

◆ ホストが求めている予告期間を十分考慮して、宿泊希望の連絡をとってください。予告なしに突然訪問することは非常に失礼です。ホストは宿泊場所を提供するためにその土地に住んでいるのではなく、日本からの旅行者と話し、日本について知りたいと思っているのです。ホストはいろいろな経験を持った人々との触れ合いを求めているのです。

◆ 大都市ばかりでなく、地方都市にも滞在すれば、その国の本当の姿に接することができます。そして、トラベラーの訪問を心待ちにしている、地方都市のホストも多いと思います。

◆ 大抵の国では、トラベラーが直接ホストと連絡を取ることになっています。しかし、言葉の障害でホストコーディネーターと連絡を取る場合(国によってリストに明示されている)は、簡単な自己紹介、おおよその到着日、時間、アレルギー、あるいは体に障害があれば

ば、そのことなどを書いて送ってください。いずれの場合も、LOI(Letter of Introduction)をメールに添付するか SOL で送信するか、コピーを郵送するか、いずれか可能な方法で相手に送ってください。

◆ N P R P (No Prior Notice Required) の表示があるホストを除き、到着日の少なくとも1日前に、ホストに再度訪問の連絡をしてください。ホストは予定を変更して、あなたを待っているかもしれません。

◆ 早朝や夜遅くの電話・訪問は避けてください。国によっても異なりますが、おおよそ朝9時から夜9時までの間の電話や訪問は支障がないでしょう。しかし、昼休みを長く取る国もあります。

◆ ホストに訪問することを約束して、何らかの理由で行けなくなったり、約束の時間に遅れることが分かったときは、できるだけ速やかにホストに知らせてください。約束の日時にあなたが連絡なしに遅れたり、来なかった場合、ホストは非常に心配します。実際これがトラベラーについての一番の苦情となっています。どうしても、連絡が取れずに、ホスト宅を訪問することができなかつたときは、ないよりはましですから、後で謝罪のはがきを出してください。

◆ 決してホストに宿泊や案内を強要しないでください。サーバスはボランティア活動ですので、トラベラーを必ず受け入れなければならない義務はホストにはありません。

◆ シーツや寝袋、タオルを持参することはホストへの配慮となります。

◆ 各国のリストには、トラベラーのための注意事項が詳しく載っています。注意深く読んでいただければ、注意事項を無視されて、ホストを苛立たせたり、うんざりさせることはないでしょう。

◆ リストには、ホストが駅まで出迎えてもよいと記載されていることがありますが、常にそうであると期待しないでください。これはあくまでも、ホストの好意であり、都合のつかないこともあります。ホストに家までの経路と地図を詳しく聞き、ホストに迷惑をかけないでください。

◆ リストに載っているホストの各コラムはよく読んでおいてください。これから訪問するホストやその家庭のことについて何も知らないでは、お互いに気まずい思いをします。ホストの名前が発音できなくても、趣味や興味・関心のあることは何か、子どもは何人いるのかなどは覚えておくべきことです。

《ホスト宅到着の後に》

◆ ホストの家に到着したら、直ちに Letter of Introduction をホストに提示してください。あなたの出発までそれを保管する人、一読して返す人、またコピーを求める人など、ホストは様々です。何れの場合においても、Letter of Introduction はあなたが真正のサーバストラベラーであることの証明となります。コピーを取っておかれることをお勧めしません。

◆ ホストとの交流には敏感であって、配慮深くあってください。生真面目な人、社交性のある人、気位の高い人、気軽な人、お客様として歓迎する人、家族の一員として受け入れる人など、ホストには様々な性格の人がいます。また、平和活動に深く関わっているホスト、サーバス活動についても淡白に付き合っているホストもいます。また、非常に忙しく、時間に余裕のないホスト、あなたに十分時間を割いてくれるホストもいるでしょう。しかし、ホスト個々のあなたに対する接し方は、あらゆる場合において、尊重されるものなのです。

◆ ホストと共に過ごす時間を確保し、あなたのこと、日本のことなどを語り合ってください。サーバス旅行では、単に、その土地の観光のみに時間を費やさないでください。

◆ 例え家の鍵を渡されたとしても、いつ出掛けたらよいのか、何時に帰ってきたらよいのかホストに聞いてください。ホストは仕事中は家にいてほしくないと思うことがあります。

◆ 滞在中は気を配り、身ぎれいにし、仮に空腹でも勝手に振る舞うのではなく、まず聞いてその家のルールやスケジュールに従ってください。食事の用意や食器の後片付けなど積極的にホストに協力してください。水やお湯に不足している国もありますから、了解を得てからシャワーや洗濯をしてください。

◆ ホストからの申し出がないかぎり、2泊3日以上滞在することはできません。長期滞在可能とコラムに記載のあるホストを除き、それ以上の宿泊を強要することはできません。1泊だけの滞在は余りにも短く、双方ともにあまり意味のある訪問とは言えません。サーバスでは2泊3日が有意義であると考えています。

◆ 提供された寝具、マットレスなど用意された宿泊施設には感謝の気持ちを表してください。これは、例え夫婦別室になってもホストの好意に感謝してください。

◆ ホストの国について、政治、経済、宗教はもちろん、どんなに些細なことでも、あからさまに批判することは禁物です。天気や交通事情についても批評することは避けるべきです。

◆ ホストにお金を提供したり、貸したり、あるいは交換したりすることはしないでください。しかし、ホストの経済状態を考慮することは大切です。日本からのちょっとしたお土産はホストから歓迎されます。

◆ 食事は多くの場合、ホストによって提供されますが、義務ではありません。ホストと外食することがありますが、自分の分は支払うように申し出るのがよいでしょう。ホストにご馳走するのはよいが、出してもらおうと要求してはいけません。

◆ 電話はホスト宅の電話を借用する場合は、必ず許しを得てから使用し、電話代支払いを申し出てください。訪問国の電話料金制度を日本と同じだと考えないでください。国によって電話料金制度にかなりの差があります。

◆ 幼児を連れて旅行している時は、ホストは幼児用の食事を用意できないかもしれません。また、あなた自身が食事制限をしているときも、あらかじめホストにその事を告げ、食事を用意したほうがよいでしょう。

◆ サーバストラベラーとして認定されていない友達を連れていくことはできません。ホストに不愉快な思いをさせ、楽しい滞在とはなりません。友達には正式な面談を受け、認定されたトラベラーになるように勧めてください。

◆ ホストの価値観やその家の習慣を大切にしてください。あなたにとって不愉快なことや習慣の違いがあれば、穏やかに話し合ってみることで。

◆ サーバスは旅行代理店でも、快適な旅行を約束する、安上がりの旅行組織でもないことを、もう一度思い出してください。あなたは平和活動を理念としたサーバス旅行をしているのです。その安全と意義はあなたの良識にかかっています。しかし、万が一深刻な問題に出会ったときは、できれば（連絡が取れれば）その国の代表者に、帰国後は支部長に連絡してください。日本サーバスとして可能な限り、国際本部、当該国のサーバスに対して対応策をとります。

《帰国した後に》

◆ ホストの好意に対して、お礼の手紙を出すことを強くお勧めします。

◆ 所属支部長にトラベルレポートを提出してください。

書式は（[サーバス旅行報告書](#)）にあります。

日本サーバスの会報や国際本部のSI NEWSにもレポートを書くこともできます。

◆ 使用したホストリストは、できるだけ速やかに消去してください。

◆ もしあなたがトラベラー会員であるなら、改めてホスト会員になってください。サーバスはすべて会員のボランティア活動から成り立っています。

9 提出書類書式

以下の書類の WORD 形式、または excel 形式のファイルは、日本サーバスの [Web ページ](https://www.servas-japan.org/contents/kaiinninaro.html) <https://www.servas-japan.org/contents/kaiinninaro.html> からダウンロードできます。

- (1) [日本サーバス 入会申込書 \(日本語・英語\)](#) p. 16
- (2) 会員票 ([WORD 形式](#)、[EXCEL 形式](#)) p. 18
- (3) 会員票作成手引き p. 19



日本サーバス 入会申込書

□には該当するものにレ印を入れてください。
漢字は楷書で書いてください。

会員の種類： ホスト 会員 (ホスト、 デイホスト) トラベラー会員

フリガナ

氏名・生年(西暦)・性別:

姓 _____ 名 _____ 年 男 女

フリガナ

現住所:

〒 _____

自宅電話: _____ Fax: _____

携帯電話: _____

Eメール: _____

職業/学校: _____

備考:

1. 面談(面接): 入会申込み受付後、担当者がお会いして、サーバスについて詳細を説明します。
2. 入会の流れ: 入会申込み→面談(面接)による説明→意思確認→会費納入→入会→会員票提出
3. 会費: 入会金: 2,000円、年会費: 一般 3,000円、学生 2,000円
4. 会計年度: 1月~12月 (年会費は年度始めに指定の口座に振り込む)
5. サーバス旅行: 認定証(LOI)が必要。認定証貼付用スタンプ代 3,000円(1年間有効)
6. 退会・休会について: やむなく退会・休会を希望される場合は年度末に支部長に申し出てください。申し出がない限り継続になります。
7. 会員票: 入会確認後、会員の詳細情報を会員票に記入し提出していただきます。支部長が保存し、そのデータを基に国際サーバスのオンラインシステム(SOL)への登録手続きがなされ、会員はSOLを利用し、訪問したい外国会員探しが可能となります。また、外国からの旅行者はSOLの情報をみて直接コンタクトが可能となり、草の根の交流がはじまります。

支部記入欄:

入会支部名 _____ 支部 入会期日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

支部長名 _____ 面接者名 _____

入会金 _____ 円 年会費 _____ 円



Application Form for SERVAS Japan

Please check the box that applies, and write in gothic letter.

Type of Membership: Host (Host Day Host) Traveler

Family Name _____ Male

Female

Family Name	First Name	Year of birth	Sex
-------------	------------	---------------	-----

Present Address

in English: _____

Postcode _____

in Japanese: _____

Home phone/Fax: Phone _____ Fax _____

Mobile phone & E-mail: Mb _____

Em _____

Occupation _____

~~~~~

支部記入欄：

入会支部名 \_\_\_\_\_ 支部 入会期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

支部長名 \_\_\_\_\_ 面接者名 \_\_\_\_\_

入会金 \_\_\_\_\_ 円 年会費 \_\_\_\_\_ 円

日本サーバス会員票 (Servas Online (略称 SOL) 初期登録依頼票を含む) 2019年11月版

支部長 記入欄: 支部名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 20 年 月 日受理

|                             |            |                          |                       |          |
|-----------------------------|------------|--------------------------|-----------------------|----------|
| 会員の種類<br>(どちらかにレ印)          |            | [ ]ホスト会員 または [ ]トラベラー会員  |                       |          |
|                             |            | 姓 FAMILY NAME in capital | 名 First name in small | 生年 [男/女] |
| 会<br>員                      | 氏名(日本語)    |                          |                       | 西暦       |
|                             | Name(ローマ字) |                          |                       |          |
| Home phone :                |            | Mobile phone:            |                       |          |
| Email :                     |            |                          |                       |          |
| 配<br>偶<br>者<br>(<br>希<br>望) | 氏名(日本語)    |                          |                       | 西暦 [男/女] |
|                             | Name(ローマ字) |                          |                       |          |
| Mobile phone :              |            | Email :                  |                       |          |
| 住所(日本語)                     | 〒          |                          |                       |          |
| Address(半角英数字)              |            |                          |                       |          |

以下は国際サーバス SOL への初期登録依頼票

|                                                                               |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 種類(どちらかにレ点):ホスト会員([ ]HOST; [ ]DAY HOST Only); [ ]トラベラー会員<br>以下全て半角英数字で記入ください。 |                                                                               |
| 登録名 [名& 家族名(パートナーまたは子供)] [姓]                                                  | [トラベラーを受入れ出来ない期間、月日、曜日]                                                       |
| [[性別 m/f] [生年(西暦)]<br>[職業]]                                                   | [事前連絡期限] (days)                                                               |
| [話す言語(家族でまとめて)]                                                               | [連絡方法 (次のどれか一つ記入 Email, Phone, Write, Email+Phone, Email+Write, Write+Phone)] |
| [電子メール] @                                                                     | <b>Day Host Only の場合、この欄の記入は必要ありません。</b>                                      |
| [自宅電話番号]<br>[携帯電話番号]                                                          | [1泊の受け入れも可能か(Yes/No)]                                                         |
| [都道府県名] [最も近い都市名]                                                             | [トラベラー受入れ可能最大人数]                                                              |
| [郵便番号]<br>[自宅住所]                                                              | [トラベラー性別選択(次のどれか一つ記入 W&M; W only; M only; Couple or W; Couple or M)]          |
| 注:詳細な住所を明示したくないなら明示してよい範囲(町まで等)を記入できます。                                       | [家族(親と子)の受入れ(Yes/No)]                                                         |
| [ホスト宅までの道順(最寄りの駅、鉄道、バス路線、経路)]                                                 | [単独のユース・トラベラー(18・25才)を長期間受入れ(Yes/No)]                                         |
| [興味、趣味]                                                                       | [Host 会員でもトラベラーと一緒に過ごす Day Host ができますか(Yes/No)]                               |
| [旅行した国名]                                                                      | [室内でペットを飼っていますか(Yes/No)]                                                      |
| [長期滞在国(滞在年数)]                                                                 |                                                                               |
| [ホストからのメッセージ](Day Host Only 会員は「どのような Day Host を計画していますか) ]                   |                                                                               |

注: **トラベラー会員**の場合、右端の列と最下行の記入は必要ありません。

## 日本サーバス会員票作成の手引き

このページに会員票の記入例を示し、2~4 ページに記入に当たっての「作成の手引き」を示しております。

**記入例** 日本サーバス会員票 (黄色い事項は例です)

日本サーバス会員票(Servas Online (略称 SOL) 初期登録依頼票を含む) 2019年11月版

支部長 記入欄: 支部名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 20 年 月 日受理

|                              |                                                        |                             |         |      |       |
|------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------|---------|------|-------|
| 会員の種類<br>(必ずかきこ)             |                                                        | [レ]ホスト会員 または [ ]トラベラー会員     |         |      |       |
| 会<br>員                       | 姓 FAMILY NAME in capital                               | 名 First name in small       |         | 生年   | [男/女] |
|                              | 氏名(日本語)                                                | 富士                          | 容子      | 西暦   | 女     |
|                              | Name(ローマ)                                              | FUJI                        | Yoko    | 1977 |       |
|                              | Home phone: 0921-01-3435                               | Mobile phone: 090-5367-0198 |         |      |       |
| Email: Fuji-yoko@yahoo.co.jp |                                                        |                             |         |      |       |
| 配<br>偶<br>者<br>(希<br>望)      | 氏名(日本語)                                                | 富士                          | 三太郎     | 西暦   | [男/女] |
|                              | Name(ローマ)                                              | FUJI                        | Santaro | 1978 | 男     |
|                              | Mobile phone: 090-5354-0218                            | Email: fuji-santa@gmail.com |         |      |       |
| 住所(日本語)                      | 〒272-3367 千葉県松戸市霧島町1-23-78                             |                             |         |      |       |
| Address(半角英数)                | 1-23-78 Kirishima-cho, Matsudo-shi, Chiba-ken 272-3367 |                             |         |      |       |

以下は国際サーバス SOL への初期登録依頼票

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種類(どれかにレ点):ホスト会員( [レ]HOST; [ ]DAY HOST Only); [ ]トラベラー会員<br>以下全て半角英数字で記入ください。                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 登録名 [名 & 家族名(パートナーまたは子供)] [姓]<br>Yoke & Santaro FUJI                                                                                                                                                                                                             | [トラベラーを受入れ出来ない期間、月日、曜日]<br>Sunday                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| [[性別 m/f] f [生年(西暦)] 1977<br>[職業] Teacher                                                                                                                                                                                                                        | [事前連絡期限] 7 (days)<br>[連絡方法(次のどれか一つ記入 Email, Phone, Write, Email+Phone, Email+Write, Write+Phone)] Email+Phone                                                                                                                                                                                                                   |
| [話す言語(家族でまとめて)] English, Spanish                                                                                                                                                                                                                                 | Day Host Only の場合、この欄の記入は必要ありません。<br>[1泊の受け入れも可能か(Yes/No)] Yes<br>[トラベラー受入れ可能最大人数] 2<br>[トラベラー性別選択(次のどれか一つ記入 W&M; W only; M only; Couple or W; Couple or M)] W & M<br>[家族(親と子)の受入れ(Yes/No)] Yes<br>[単独のユース・トラベラー(18-25才)を長期間受入れ(Yes/No)] No<br>[Host会員でもトラベラーと一緒に過ごす Day Hostが出来ますか(Yes/No)] Yes<br>[室内でペットを飼っていますか(Yes/No)] No |
| [電子メール] fuji-santa@gmail.com                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [自宅の電話] 0921-01-3435                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [携帯番号] 090-5367-0198                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [都道府県名] CHIBA [最も近い都市名] Matsudo                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [郵便番号] 272-3367                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [自宅住所] 1-23-78 Kirishima-cho, Matsudo-shi, Chiba-ken<br>注:詳細な住所を明示したくないなら明示してよい範囲(町まで等)を記入できます。                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [ホスト宅までの道順(最寄りの駅、鉄道、バス路線、経路)]<br>Tachibana stn, JR Tokaido line. Can pick up at stn.                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [興味、趣味] cooking, painting, cycling                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [旅行した国名] USA, Europe, Canada, Australia, Korea                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [長期滞在国(滞在年数)] Belgium (3y)                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [ホストからのメッセージ](Day Host Only 会員は「どのような Day Host を計画していますか」)<br>Non smoker only. In this neighborhood, there is the 8th century's ruin of the great Temple named "Kokubunji".<br>Day Host Only 会員の場合: Welcome to on-site guide for Yokohama, Kamakura, and Hakone. |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

注:トラベラー会員の場合、右端の列と最下行の記入は必要ありません。

# 「日本サーバス会員票の作成手引き」

日本サーバス

このたびは日本サーバスにご加入いただきありがとうございます。

ご加入に当たり以下の内容をご一読いただき、1 ページの例を参考に別紙の会員票 ([Word 形式](#) [Excel 形式](#)) に必要事項をご記入の後、支部長に提出して下さい。

## 1. SOL について

この会員票の情報を基に国際サーバスのサーバスオンラインシステム(Servas Online: 略称 SOL)をご利用できるように登録手続きを行います。その後、会員は Web ページから SOL に入り(ログイン)、自分の情報を追加、更新することができます。そして、訪問したい国のホスト探しが可能となります。また、外国からの旅行者は SOL の情報より貴方を探しだし直接の問合せをすることができます。この SOL を利用して草の根の国際交流がはじまります。

## 2. SOL への登録名について

日本での会員は家族単位となっており、年会費も家族単位で徴収されております。一方、SOL 利用について、国際サーバスは SOL への登録を個人単位(登録名(アカウント)を例えば Yoko FUJI )で行うよう奨励しています。しかし、日本のほかにも家族単位の国々がある現状から登録を家族単位(例えば登録名(アカウント) Yoko & Santaro FUJI )でも登録できるようになっています。

(参考)

家族単位の場合は、上記の例 Yoko & Santaro FUJI では、SOL における FUJI Santaro さんの情報は登録名だけで、その他の情報はすべて FUJI Yoko さんの情報のみのものとなります。もし、FUJI Santaro さん自身の情報をもっとしっかりと SOL に表示したいと望むならば FUJI Yoko さん、FUJI Santaro さんはそれぞれの会員票を支部長へ提出して下さい。この場合、同居している家族の氏名を SOL に表示することができます。

## 3. 会員票の提出

ご提出は、Word/Excel 形式のファイルの会員票を支部長へ電子メールに添付してお送り下さい。電子メールでファイルを添付できない場合は、印刷したものでも構いません。記載事項が多い場合 2 ページになっても差し支えありません。

## 4. SOL の利用について

SOL の利用方法については「SOL 利用手引」が日本サーバスの [Web ページ](#) に掲載されています。貴方の会員票の情報を SOL に入力後、利用についての詳細をメールでお知らせします。

なお、住所の詳細記述や電話番号その他の個人情報保護の点から会員に公開したくない情報については、SOL 内で公開、非公開などの選択ができますのでご安心ください。

## 5. 会員票記入方法

1 ページに会員票の記入例を示し、また、2、3、4 ページに記入に当たってのガイドラインを示しております。

記入するに当たって、記入欄のカギカッコ[ ]の説明に沿って記入することで会員票は完成しますが、説明を下記に示します。

最後のページに SOL の情報から出力した会員情報の例を示していますのでご覧ください。

#### 記入に当たっての説明

(1) 日本語は全角、数字は半角でお願いします。可能な人はフォント「MS P ゴシック、10.5pt」でお願いします。スペースが不足の場合には、フォントサイズを小さくしても構いません。

(2) 会員票の最上段の会員の種類について

サーバスの会員には、ホスト会員とトラベラー会員の二種類があります。

ホスト会員は、国内外の認定されたトラベラー(旅行者)を受け入れる意思をもった個人や家族で、またサーバス・トラベラー(旅行者)になることができます。このホスト会員には、トラベラーが宿泊できる"HOST"と、宿泊できないが日中観光案内などの対応ができる"Day Host Only"の区別があります。

トラベラー会員は、サーバス・トラベラーとしてのみ認定された個人をいい、国内外の認定されたトラベラーを受け入れることはできません。

(3) SOL に入力する情報(会員票の下半分)について

注: 以下の項目のご記入に当たっては半角英数字でご記入ください。

1) 第 1 列目

1 行目

**登録名 [名 & 家族名(パートナーまたは子供)] [姓]**

個人会員の場合は Yoko FUJI のように姓については大文字、名は小文字、  
家族会員の場合は Yoko & Santaro FUJI のように家族(一人)の名を&で繋げて  
記入。

二人の姓が異なる場合は、Yoko / Santaro FUJI/SUZUKI のように記入します。

**[性別 m/f]** 会員の性別を男性は m、女性は f を記入

**[生年]** 西暦年

**[職業]** 家族会員の場合は二人の職業を記入

2 行目

**[話す言語(家族でまとめて)]** 例: English, French, Spanish

3 行目

**[電子メール]** SOL に登録する日頃使う電子メールアドレスを入力

**[自宅電話番号]**

**[携帯電話番号]**

4 行目

**[都道府県名]** TOKYO, OSAKA, KUMAMOTO などと記入

**[最も近い都市名]** Nerima, Yokohama などと記入

5 行目

**[郵便番号]** 例: 272-3367 ハイフンを入れて 7 ケタの数字

**[自宅住所]** 例: 1-23-78 Kirishima-cho, Matsudo-shi, Chiba-ken 272-3367

注: 詳細な住所を明示したくないなら SOL の中で他の会員に表示しない選択ができます。または、Kirishima-cho, Matsudo-shi, Chiba-ken 272-3367 のように番地を入れないのも一つの方法です。しかし、海外のほとんどの国々の会員は住所を明示しています。

6 行目

**[ホスト宅までの道順(最寄りの駅、鉄道、バス路線、経路)]**



# 10 日本サーバス会則および内規



## 日本サーバス会則

創立 1962年9月8日  
制定第22回国内会議  
(2000年3月19日)  
2021年3月 一部改定

### 第1章 総則

#### 名称

第1条 本会は、日本サーバス（英語表記 Servas Japan）という。

#### 名称の使用

第1条の2 本会の会員が「日本サーバス（英語表記 Servas Japan）」の名称を使用した場合で、会長がその使用が不相当と認めたときは、それを禁止させることができる。

#### 定義

第2条 本会は、スイスに本部を置く Servas International（国連から協議資格のある NGO として認められている団体）に属する非営利、非政治的で、特定の宗教や思想に属さない国際的な、民間親善平和団体である。

#### 本部

第3条 本会の本部は、日本サーバス会長の指定する場所に置く。

#### 構成

第4条 本会は、北海道、東北、関東、東海北陸、近畿、中国四国、九州の7支部から構成される。

#### 目的

第5条 本会は、主に会員同士のホームステイによる交流を通じて、善意、相互理解および相互の寛容を深めることによって、世界平和の促進に寄与することをその目的とする。

#### 活動

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 国内外の会員相互の親善交流の推進
- (2) 国際交流の企画および推進
- (3) 海外サーバスおよび他の民間親善団体との連携協力
- (4) その他、本会の目的を達成するための活動

### 第2章 会員

#### 会員

- 第7条 本会の会員とは、本会の趣旨に賛同して積極的に協力を約束し、所定の入会手続きを経た個人や家族をいい、ホスト会員およびトラベラー会員によって構成される。
- 2 ホスト会員とは、国内外の認定トラベラーを受け入れること、加えて認定トラベラーとしてホームステイの意思がある個人や家族をいう。
  - 3 トラベラー会員とは、ホスト会員以外でトラベラーとして認定された個人をいい、会員資格に期限があり、他の認定トラベラーの受け入れ資格を有さない。トラベラー会員は、本人の意思により、所定の手続きを経てホスト会員になることができる。
  - 4 ホスト会員の家族は、その申し出により家族会員になることができる。

### 入会および会員資格の変更

- 第8条 本会に入会を希望する者は、本会の面接担当者との面接を経て、入会に必要な書類を提出し、所定の会費を納入する。
- 2 トラベラー会員からホスト会員への変更を希望するものは、本会の面接担当者との面接を経て、ホスト会員として必要な書類を提出し、所定の会費を納入する。

### 会員資格の喪失

- 第9条 本会の会員は、以下の事由により会員としての資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 死亡したとき
  - (3) トラベラー会員は、認定書の有効期限が切れたとき
  - (4) 会費を滞納したとき
  - (5) 本会を悪用、またはその目的に反する行為をしたとき
  - (6) 会の運営に著しく支障を与えたとき
  - (7) 本会が解散したとき

### 会費

- 第10条 本会のホスト会員は、所定の年会費を納めなければならない。
- 2 既納の年会費は返還しない。
  - 3 年会費は、支部が支部会員から徴収し、支部会員の人数に応じて、所定の支部拠出金を本部会計に収めなければならない。

## 第3章 トラベラー認定

### 認定トラベラー

- 第11条 本会の認定トラベラーとは、以下の個人をいう。
- (1) ホスト会員であって、所定の手続きを経てトラベラーとして認定された個人
  - (2) 本会の趣旨に賛同して積極的に協力と規則の遵守を約束し、所定の手続きを経てトラベラー会員となった個人

### 認定

- 第12条 本会のトラベラー認定を希望する者は、本会の面接担当者との面接を経て、認定に必要な書類を提出し、所定の認定料を納入する。



- 2 トラベラー会員の認定は、同一人については3回までとする。

### トラベラー資格の喪失

第13条 本会の認定トラベラーは、以下の事由により認定トラベラーとしての資格を喪失する。

- (1) 発行された認定料の有効期限が切れたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 本会を悪用、またはその目的に反する行為をしたとき
- (4) 会の運営に著しく支障を与えたとき
- (5) 本会が解散したとき

### 認定料

第14条 本会の認定トラベラーは、所定の認定料を納めなければならない。

- 2 既納の認定料は返還しない。

## 第4章 役員

### 本部役員

第15条 本会の本部役員は、次の通りと定める。ただし、会計監査以外は兼任を妨げない。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 会長         | 1名 |
| (2) 副会長        | 1名 |
| (3) ピースセクレタリー  | 1名 |
| (4) ホストリスト担当役員 | 1名 |
| (5) 会計         | 1名 |
| (6) 会計監査       | 1名 |
| (7) IT委員長      | 1名 |
| (8) ユース部長      | 1名 |

### 支部役員

第16条 本会の支部役員は、次の通りと定める。ただし、会計監査以外は兼務を妨げない。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 支部長         | 1名  |
| (2) 副支部長        | 若干名 |
| (3) 会計          | 1名  |
| (4) 会計監査        | 1名  |
| (5) ホストコーディネーター | 若干名 |
| (6) 面接担当者       | 若干名 |

- 2 支部の裁量により、事務局長、書記、ユース担当、IT担当などを設けることができる。

### 選出

第17条 本会の本部役員は、国内会議においてホスト会員の中から選出する。選出方法については別途定める。

- 2 本会の支部役員は、各支部会議においてホスト会員の中から選出する。

### 本部役員の職務

第18条 本会の本部役員は、次の職務を各々遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の運営および管理を総括し、国際本部や各国との連

絡にあたる。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。また、会長の指示により特定の職務を遂行する。
- (3) ピースセクレタリーは、本会の目的を促進し、国際本部や各国ピースセクレタリーとの連絡にあたる。
- (4) ホストリスト担当者は、ホストリストの作成・管理、および各国への送付と各国のホストリストの国内配布にあたる。
- (5) 会計は、本会の財政とその出納を管理し、その収支決算を年1回会員に報告する。
- (6) 会計監査は、本部会計を監査する。
- (7) IT委員長は、インターネットを利用した日本サーバスのWebサイトや国際サーバスオンラインシステム等の維持・管理に努める。
- (8) ユース部長は、ユース部を代表し、部の運営および管理を総括し、国際本部や各国のユース活動担当者との連絡にあたる。

### 支部役員の職務

第19条 本会の支部役員は、次の職務を各々遂行する。

- (1) 支部長は、その支部を代表し、支部の運営および管理を総括し、本部や各支部との連絡にあたる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在のときときはその職務を代行する。また、支部長の指示により特定の職務を遂行する。
- (3) 会計は、支部財政とその出納を管理し、その収支決算を年1回支部会員に報告する。
- (4) 会計監査は、支部会計を監査する。
- (5) ホストコーディネーターは、ホストとトラベラー間の連絡、調整にあたる。
- (6) 面接担当者は、本会への入会希望者およびトラベラー認定の面接をする。
- (7) 事務局長は、支部の事務をつかさどる。
- (8) 書記は、支部会議等の記録を行う。
- (9) ユース担当は、支部ユース部のとりまとめを行う。

### 役員の任期

第20条 本会の本部および支部役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

### 役員の解任

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本部役員と支部長の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務上の義務違反や役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき
- (2) 本会の運営に著しく支障を与えたとき

### 名誉会長および顧問

第22条 本会に、名誉会長および顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長および顧問は、国内会議の承認を得て委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会の会務に関する重要な事項について、本部役員の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について、本部役員および支部役員の諮問に応ずる。

## 第5章 会議

### 国内会議

第23条 国内会議は、会員で構成し、2年1回以上会長が招集する。

- 2 国内会議の招集は、開催の日から少なくとも1カ月以上前に文書にて通知する。
- 3 国内会議の議長は、その国内会議に出席した会員の中から互選により選出する。
- 4 国内会議では、本部役員と各支部長が議決投票権を持つ構成員（以下「構成員」という。以下同じ。）となる。議事を進めるための定足数は構成員の3分の2とする。
- 5 国内会議の議決は、構成員で行い、出席した構成員の過半数を以って成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 事情により国内会議に出席できない構成員は、他の構成員または議長に議決投票権を委任することができる。支部長については、副支部長に議決投票権を委任し、出席させることができる。議決投票権を委任した構成員は、第4項および前項について、出席したもののみならず。
- 7 国内会議においては、主に次の事項を協議する。
  - (1) 日本サーバス本部・支部活動報告および本部収支決算の承認
  - (2) 本部活動計画および本部予算の承認
  - (3) 会則および各種事項の改正
  - (4) 本部役員の選出
  - (5) その他、活動上の必要事項
- 8 日本サービスの活動に支障が生じ、緊急に協議・決議を要する事態が生じ、通常の内会議をもつ余裕が無いときは、日本サービス構成員メーリングリスト（以下「メーリングリスト」という。）、または議決権保持者によるオンライン会議を利用し、会長の発議により、構成員による国内会議を開くことができる。この場合、議決はメーリングリストに登録している構成員により行い、設定される回答期限までになされない場合、当該議題に対する棄権とみなす。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 9 国内会議が開催されない年度については、本部収支決算の承認および予算の承認は前項のメーリングリスト、または議決権保持者によるオンライン会議を利用する。

### 支部会議

第24条 支部会議は会員で構成し、年1回以上支部長が招集する。

- 2 支部会議の招集は、開催の日から少なくとも1週間以上前に文書にて通知する。
- 3 支部会議においては、主に次の事項を協議する。
  - (1) 支部活動報告および支部収支決算の承認
  - (2) 支部の活動計画および予算の承認
  - (3) 支部役員の選出
  - (4) その他、活動上の必要事項

### 旅費の補助

第25条 本会の会員が国際会議に日本サービスの代表として出席する場合、また国内会議に第23条第4項の構成員として出席する場合は、予算の範囲内で本部は旅費を補助することができる。支部長の議決投票権を委任された副支部長も構成員と同じ補助の対象者となる。

## 第6章 会計

### 会計年度

第26条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 経費

第27条 本会の経費は、年会費およびその他の収入によるものとする。

## 第7章 会則改正

第28条 本会の会則は、国内会議の議決権保持者の3分の2以上の賛成を得て、改定することができる。

## 第8章 附則

第29条 この会則は、2000年4月1日より実施する。

- ・2001年3月 3日 一部改定（名称の使用、旅費の補助）
- ・2002年3月29日 一部改定（本部役員、支部役員の兼務）
- ・2003年3月 1日 一部改定（副支部長の設置）
- ・2006年3月18日 一部改定（予算の承認）
- ・2007年3月17日 一部改定（IT担当役員の設置、表記の一部変更）
- ・2011年5月29日 一部改定（IT委員長の設置等）
- ・2012年3月18日 一部改定（ユース部会長の設置等）
- ・2018年3月17日 一部改定（役員の選出方法、国内会議の議長、構成員の定足数、国内会議の議決、委任状の扱い、国内会議における協議事項、メーリングリストによる国内会議、支部会議における協議事項）
- ・2019年3月16日 一部改定（副支部長の設置、IT担当、IT委員長の職務、国内会議の開催回数、メーリングリストの利用、旅費の補助）
- ・2021年3月13日 一部改定（ホスト会員の定義、役員名および職務の変更、年会費の徴収、オンライン会議の利用）



# 日本サーバス内規

創立 1962年9月8日  
2004年2月29日制定  
2021年3月 一部改定

## 索引 (五十音順)

|                                          |      |
|------------------------------------------|------|
| <a href="#">IT副委員長および本部IT委員の設置</a>       | 第19条 |
| <a href="#">家族会員、その定義と特典</a>             | 第18条 |
| <a href="#">国際会議出席者の報告書提出</a>            | 第10条 |
| <a href="#">国際サーバス・オンラインの利用・管理</a>       | 第21条 |
| <a href="#">国際サーバス・オンラインの利用・管理規定</a>     | 第23条 |
| <a href="#">国内会議議事録</a>                  | 第1条  |
| <a href="#">支部拠出金</a>                    | 第17条 |
| <a href="#">出欠確認書の提出</a>                 | 第2条  |
| <a href="#">電子メール網を利用した議決</a>            | 第5条  |
| <a href="#">日本サーバスの仕事の分割</a>             | 第11条 |
| <a href="#">日本サーバスWebサイトの管理</a>          | 第20条 |
| <a href="#">日本サーバスWebサイト管理規定</a>         | 第22条 |
| <a href="#">入会金、年会費、トラベラー認定料</a>         | 第15条 |
| <a href="#">被災者支援プロジェクト</a>              | 第16条 |
| <a href="#">プロジェクトチームの結成</a>             | 第8条  |
| <a href="#">本部会報、支部会報の発行</a>             | 第9条  |
| <a href="#">本部所在地</a>                    | 第14条 |
| <a href="#">本部に事務局の設置</a>                | 第6条  |
| <a href="#">本部に文書係の設置</a>                | 第7条  |
| <a href="#">本部役員、支部役員と各会計役員の選出時の注意事項</a> | 第13条 |
| <a href="#">本部役員の選出方法</a>                | 第3条  |
| <a href="#">役員人事の公表とその交代時期</a>           | 第4条  |
| <a href="#">ユース副部長の設置</a>                | 第12条 |

## 国内会議議事録

第1条 国内会議議事録の内容はは次のとおりとする。

- (1) 会議の開催年月日及び場所
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 議事の経過（決定事項、結論を含む）
- 2 会長は国内会議議事録を2ヶ月以内に完成させ、公表するよう努力する。
  - 3 国内会議議事録は全会員に配付する。
  - 4 国内会議録の保存は、永年とする。

## 出欠確認書の提出

第2条 国内会議開催にあたって、議決投票権を有する本部役員及び各支部長は、本規則所定の出欠確認書（内規の後部に添付）を提出しなければならない。

## 本部役員の選出方法

第3条 会則第4章17条における本部役員選出は次の方法で行う。

- (1) 臨時国内会議（2019年1月19日）で決定したことに従って、一つの支部がA業務（日本サービスの基本的実務、国際サービスの窓口）担当支部となり、その支部から会長、副会長、会計の候補者を推薦し、その選出は国内会議で行う。A業務担当支部は支部交代制で行う。
- (2) 会長、副会長、会計以外の本部役員については、次年度における職務を辞退する場合は7月末を期限として会長に申し出ることとする。  
会長は次の各号に定める方法により候補者を募集する。
  - 1) 各支部長による推薦
  - 2) 日本サービス本部会報および日本サービス会員専用のウェブページにおける「会員内一般公募」による自薦・他薦自薦・他薦の募集受付は11月末日までとする。

## 役員人事の公表と役員の交代時期

第4条 役員人事の公表は国内会議終了後、1週間以内に会長が行う。交代時期は4月1日とする。

## 電子メール網を利用した議決

第5条 会則で指定している協議事項（本部収支決算・予算の承認、会則の重要項目、本部役員の選出）以外の案件についての提案・議決は会則23条8項を適用するものとする。

## 本部に事務局の設置

第6条 会長は本部に事務局を置くことができる。事務局の担当者は次の職務を行う。

- (1) 本部会報発行、その他、会長の補佐をする。
- (2) 会長を除く他の本部役員の補佐または代行をする。

## 本部に文書係の設置

第7条 会則、国内会議議事録を始めとする公式重要文書の管理・保存を担当する文書係を本部に置く。

## プロジェクトチームの結成

第8条 サービスの課題の調整・推進のために、会長はプロジェクトチームを結成し、そのリーダーに仕事を委嘱することができる。

## 本国会報、支部会報の発行

第9条 本国会報は年3回以上発行するよう努力する。

支部会報は年2回以上発行するよう努力する。

本国会報は全会員に配布し、支部会報は他支部にも配布する。これらはWebサイトにも掲載する。

## 国際会議出席者の報告書提出

第10条 日本サーバスより旅費補助を受けて、国際会議に出席した会員は報告書を提出し、可能な限り会議の様子を全会員に紹介する。

## 日本サービスの仕事の分割

第11条 「会則15条に掲げる役員の任務および業務を以下のように分割する。

A業務：会長・副会長・会計（日本サービス基本的実務、国際サービス窓口）

B業務：ホストリスト担当・IT委員長（IT関係・ホストリスト関係）

C業務：会計監査・ピースセクレタリー・ユース部会長

その運用については臨時国内会議（2019年1月19日）の議事録に準ずる。

## ユース副部長の設置

第12条 本部にユース副部長を置くことができる。

ユース副部長は、ユース部長を補佐し、部長不在のときはその職務を代行する。また、部長の指示により特定の職務を遂行する。

## 本部役員、支部長と各会計役員の選出についての留意事項

第13条 公金使途の明朗性を確保するために公金の管理者と出納を預かる役員が同一世帯であることを避ける。

## 本部所在地

第14条 本部所在地は会則第15条に定める本部役員のうち会長の自宅に置く。

## 入会金、年会費、トラベラー認定料

第15条 入会金及び所定の会費は次の通りとする。

入会金 2,000円（一般、学生同額）

年会費 一般 3,000円

学生 2,000円

家族会員（免除）

学生とは、専門学校生、短大生、4年制大学生などとし、

大学院生は一般とする。

### トラベラー認定料

ホスト会員及び学生会員 3,000円

トラベラー会員 6,000円（入会金、年会費は免除）

年度途中で入会した場合の年会費は4ヶ月単位で減額する。

1～4月入会 3,000円

5～8月入会 2,000円

9～12月入会 1,000円

## 被災者支援プロジェクト

第16条 国内外で大規模災害が発生した場合、その支援プロジェクトを立ち上げることができる。被災者支援プロジェクトの運用は以下とする。

- (1) 名称： 「被災者支援プロジェクト」とする。
- (2) 被災の範囲： 暴風雨、地震などの自然災害とする。
- (3) 対象： 会員の被災、または会員が主催する被災支援活動。
- (4) 手続き： 支援が必要な場合は、支部長が日本サーバス会長に申し出る。会長は会則第23条の8に基づき、議決権保持者による臨時国内会議を開催し、決定する。
- (5) 支援金： サーバス会員に寄付を募り、特別会計で金銭を管理する。

## 支部拠出金

第17条 支部会員一人当たりの支部拠出金の額は国内会議で決定する。

2020年現在 860円×支部会員数＝支部拠出金

## 家族会員、その定義と特典

第18条 ホスト会員と同居している配偶者および子どもは家族会員になることができる。配偶者には事実婚のパートナーも含まれる。

- (1) 家族会員の入会金、年会費は免除される。ただし、年会費は将来有料になる可能性がある。
- (2) 家族会員の認定トラベラーの受入れ、認定トラベラーとしてのホームステイやその他のサーバス活動は、ホスト会員に準ずる。

## IT副委員長および本部IT委員の設置

第19条 本部にIT副委員長、若干名の本部IT委員を置くことができる。

- (1) IT副委員長および本部IT委員は、国内会議においてホスト会員の中から選出する。
- (2) IT副委員長は、IT委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代行する。また、委員長の指示により特定の職務を遂行する。
- (3) 本部IT委員は、IT委員長の指示により特定の職務を遂行する。
- (4) IT委員長はじめIT副委員長および本部IT委員は、会員の個人情報や会の秘密情報を扱う際には情報漏洩に十分な注意を払うものとする。

## 日本サーバスWebサイトの管理

第20条 サーバスのWebサイトの管理者は、会長、7支部長、IT委員長、IT副委員長、本部IT委員からなり、管理責任者はIT委員長とする。管理・維持については、別途定める「日本サーバスWebサイト管理規定」に従うものとする。

## 国際サーバス・オンラインの利用・管理

第21条 会員は国際サーバス・オンライン (ServasOnline :以下SOLと称す)を利用して世界の国・地域のサーバス会員の情報を得ることができる。

- (1) 会員はSOLを利用して得られる国内外の会員の個人情報を秘密情報として扱い会員以外に漏らしてはならない。
- (2) 日本サーバスにおけるSOLの情報管理のため、本部に複数の「SOL管理者」を置く。IT委員長は、SOL管理者を兼務し、他のSOL管理者をIT副委員長、本部IT委員から選任する。
- (3) SOLの利用及び管理・維持については、別途定める「国際サーバス・オンラインの利用・管理規定」に従うものとする。



## 日本サーバスWebサイト管理規定

### 第22条

1. 日本サーバスのWebサイトの管理者は、会長、7支部長、IT委員長、IT副委員長、本部IT委員とする。
2. Webサイト管理者は、日本サーバスWebサイトの掲載内容が会員と入会希望者にとって有意義で魅力あるものとなるように、日々提案、投稿、更新に努める
3. 管理責任者は、IT委員長とする。
4. IT副委員長および本部IT委員は、日本サーバスWebサイトの掲載内容を管理責任者の許可を得て更新することができる。
5. 本部、支部の管理者は、それぞれのページの更新を管理責任者に申請する。申請にあたり会の秘密情報と個人情報（特定の個人を識別できる氏名、生年月日、住所、電話番号等）の保護に関する点検を行い申請する。また、会員専用ページのパスワードや個人情報を会員外に漏らさないよう、会員に対して常に促さなければならない。
6. Webサイト管理者は、本部、支部のページの更新内容作成を本部、支部の担当者に委嘱することができる。
7. 管理責任者はさくらインターネット㈱の契約者名義となり、パスワードなどを管理する。
8. 管理責任者は、「問い合わせ (Contact Us) 」により受信したメール内容を見ることができ、「問い合わせ」内容の関係者に回送して対応を依頼する。

## 国際サーバス・オンラインの利用・管理規定

### 第23条

1. 本規定は、日本サーバス会員が国際サーバス・オンライン (ServasOnLine: SOL) を利用する場合、およびその管理・維持を行う場合の規定である。
2. 日本サーバスの会員は、SOLのアカウントを取得し、IDおよびパスワードを使ってログインすることにより、自分の情報を入力、明示することができる。
3. 会員は、IDおよびパスワードを他人に漏洩してはならない。また、SOLを利用して得た個人情報をサーバス会員以外へ漏らしてはならない。
4. SOL管理者は、アカウントの発行、会員の入会・退会の処理、会員資格有効期限の設定、旅行認定証 (Letter of Introduction: LOI) の発行、利用の案内などの業務を行う。
5. SOL管理者は、IT委員長、およびIT委員長がIT副委員長と本部IT委員から選出した者であり、全員が会員個人情報の取扱者として国内会議で承認されている。
6. SOL管理者は、作業・管理の過程で知り得たすべての個人情報や会の秘密情報をSOL管理者以外へ漏洩してはならない。

## 附則

この内規は、2004年2月29日から施行する。

2018年3月17日一部改正

- ・国内会議議事録の完成・公表
- ・出欠確認書の提出
- ・本部役員の選出方法
- ・役員人事の公表と役員の交代時期
- ・電子メール網を利用した議決
- ・本部に事務局の設置
- ・本部に文書係の設置
- ・プロジェクトチームの結成

- ・本部会報、支部会報の発行
- ・国際会議出席者の報告書提出

2019年3月16日 一部改定

- ・本部役員の選出法
- ・日本サーバスの仕事の分割
- ・IT副委員長、ユース部副会長の設置
- ・公金管理者と公金出納者についての留意事項

2021年3月13日 一部改定

- ・入会金、年会費、トラベラー認定料
- ・本部所在地
- ・被災者支援プロジェクト
- ・家族会員の定義と特典
- ・支部拠出金
- ・IT副委員長および本部IT委員の設置
- ・日本サーバスWebサイトの管理
- ・国際サーバス・オンラインの利用・管理
- ・日本サーバスWebサイトの管理規定
- ・国際サーバス・オンラインの利用・管理規定 k

## 出欠確認書および委任状の様式

年 月 日

本部役員 [職名] \_\_\_\_\_ [氏名] \_\_\_\_\_ (印)

### 出 欠 確 認 書

私は日本サーバス第\_\_\_\_\_回国内会議に

- 1 出席します
- 2 欠席します。ただし、代理人は委任状の通りです。

注： 上記のいずれか該当する番号を○で囲んで下さい。  
代理人は議決投票権をもつ構成員または議長に限る

### 委 任 状

私は下記の者を代理人と選任し、日本サーバス第\_\_\_\_\_回国内会議の議決事項に関する議決投票権を代理人に委任します。

### 記

- 1 議決投票権をもつ構成員 [役職名] \_\_\_\_\_ [氏名] \_\_\_\_\_
- 2 国内会議の議長

注： 上記のいずれか該当する番号を○で囲んで必要事項に記入して下さい。

### 受付認証

会長 [氏名] \_\_\_\_\_ (印) 受付日 年 月 日

#### <留意事項>

議決投票権を有する本部役員は、必ずこの書類を 20 年 月 日 ( ) までに、  
会長宛てに電子メールの添付ファイル、ファックスまたは郵便で提出してください。

## 出欠確認書および委任状の様式

年 月 日

支部長 [支部名] \_\_\_\_\_ [氏名] \_\_\_\_\_ (印)

### 出 欠 確 認 書

私は日本サーバス第\_\_\_\_\_回国内会議に

- 1 出席します
- 2 欠席します。ただし、代理人は委任状の通りです。

注：上記のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

代理人は議決投票権をもつ構成員、副支部長または議長に限る。

### 委 任 状

私は下記の者を代理人と選任し、日本サーバス第\_\_\_\_\_回国内会議の議決事項に関する議決投票権を代理人に委任します。

#### 記

- 1 議決投票権をもつ構成員 [役職名] \_\_\_\_\_ [氏名] \_\_\_\_\_
- 2 副支部長 [支部名] \_\_\_\_\_ [氏名] \_\_\_\_\_
- 3 国内会議の議長

注：上記のいずれか該当する番号を○で囲んで必要事項に記入して下さい。

### 受付認証

会長 [氏名] \_\_\_\_\_ 受付日 年 月 日

#### <留意事項>

議決投票権を有する支部長は、必ずこの書類を20 年 月 日( )までに、会長宛てに電子メールの添付ファイル、ファックスまたは郵便で提出してください。

